（提案様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （ア）覆工コンクリートの品質向上に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容  ○具体的な技術提案について  ・技術提案事項１項目につき、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。  ・具体的な提案内容が複数となる場合は、１つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項１項目につき、最大３提案とする。  （独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても１つの提案と見なし評価することがある。）  ・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  ・具体的かつ簡潔に記載すること。  ・１つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  「発注仕様との相違点」の記載について  ●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  ●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  ●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  ・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。  ・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。  ・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。  ・求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。  ○要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）  ・オーバースペックと認められる提案については、評価しないものとし、入札参加資格確認結果通知の際に入札価格に反映させないよう通知する。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。また、以下（ア）に該当する場合、**１提案のすべてを評価しない**ものとする。  （ア）１提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた提案及び技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案は除く。）  （イ）条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案  （ウ）管理基準の厳格化に関する提案  （エ）過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案  （オ）過剰な材料・配合・工法に関する提案  その他オーバースペックについては、「総合評価落札方式における技術提案のオーバースペック対策事例集」（令和７年３月　国土交通所国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室）を参考にしてください。  ○参考資料について  ・技術提案事項１項目につき２枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ以内）を添付できるものとする。  ・参考資料に記載する内容は、提案様式１に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。  ○その他  ・提案様式１及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式１を含めた提出順に１枚目を提案様式１、２枚目及び３枚目を参考資料と判断し評価する。  ・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  ・評価しないとした提案を含むすべての技術提案（施工不可と判断されたもの及びオーバースペックに該当する旨入札参加資格確認結果通知の際に通知されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | １ |  |  |  | | ２ |  |  |  | | ３ |  |  |  |   ２．利用条件 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※上記２に示す利用条件は、上記１に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に

記入すること。

（提案様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （イ）起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容  ○具体的な技術提案について  ・技術提案事項１項目につき、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。  ・具体的な提案内容が複数となる場合は、１つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項１項目につき、最大３提案とする。  （独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても１つの提案と見なし評価することがある。）  ・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  ・具体的かつ簡潔に記載すること。  ・１つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  「発注仕様との相違点」の記載について  ●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  ●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  ●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  ・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。  ・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。  ・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。  ・求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。  ○要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）  ・オーバースペックと認められる提案については、評価しないものとし、入札参加資格確認結果通知の際に入札価格に反映させないよう通知する。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。また、以下（ア）に該当する場合、**１提案のすべてを評価しない**ものとする。  （ア）１提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた提案及び技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案は除く。）  （イ）条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案  （ウ）管理基準の厳格化に関する提案  （エ）過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案  （オ）過剰な材料・配合・工法に関する提案  その他オーバースペックについては、「総合評価落札方式における技術提案のオーバースペック対策事例集」（令和７年３月　国土交通所国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室）を参考にしてください。  ○参考資料について  ・技術提案事項１項目につき２枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ以内）を添付できるものとする。  ・参考資料に記載する内容は、提案様式１に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。  ○その他  ・提案様式１及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式１を含めた提出順に１枚目を提案様式１、２枚目及び３枚目を参考資料と判断し評価する。  ・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  ・評価しないとした提案を含むすべての技術提案（施工不可と判断されたもの及びオーバースペックに該当する旨入札参加資格確認結果通知の際に通知されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | １ |  |  |  | | ２ |  |  |  | | ３ |  |  |  |   ２．利用条件 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※上記２に示す利用条件は、上記１に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に

記入すること。

（提案様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （ウ）トンネル施工の生産性向上に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容  ○具体的な技術提案について  ・技術提案事項１項目につき、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。  ・具体的な提案内容が複数となる場合は、１つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項１項目につき、最大３提案とする。  （独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても１つの提案と見なし評価することがある。）  ・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  ・具体的かつ簡潔に記載すること。  ・１つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  「発注仕様との相違点」の記載について  ●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  ●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  ●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  ・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。  ・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。  ・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。  ・求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。  ○要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）  ・オーバースペックと認められる提案については、評価しないものとし、入札参加資格確認結果通知の際に入札価格に反映させないよう通知する。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。また、以下（ア）に該当する場合、**１提案のすべてを評価しない**ものとする。  （ア）１提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた提案及び技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案は除く。）  （イ）条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案  （ウ）管理基準の厳格化に関する提案  （エ）過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案  （オ）過剰な材料・配合・工法に関する提案  その他オーバースペックについては、「総合評価落札方式における技術提案のオーバースペック対策事例集」（令和７年３月　国土交通所国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室）を参考にしてください。  ○参考資料について  ・技術提案事項１項目につき２枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ以内）を添付できるものとする。  ・参考資料に記載する内容は、提案様式１に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。  ○その他  ・提案様式１及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式１を含めた提出順に１枚目を提案様式１、２枚目及び３枚目を参考資料と判断し評価する。  ・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  ・評価しないとした提案を含むすべての技術提案（施工不可と判断されたもの及びオーバースペックに該当する旨入札参加資格確認結果通知の際に通知されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | １ |  |  |  | | ２ |  |  |  | | ３ |  |  |  |   ２．利用条件 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※上記２に示す利用条件は、上記１に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に

記入すること。

（提案様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：国道168号（仮称4号トンネル）道路改築工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （エ）工事による粉塵の低減に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | １ | ○具体的な技術提案について  ・技術提案事項１項目につき、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式（Ａ４サイズ）１枚とする。  ・具体的な提案内容が複数となる場合は、１つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項１項目につき、最大３提案とする。  （独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても１つの提案と見なし評価することがある。）  ・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  ・具体的かつ簡潔に記載すること。  ・１つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  「発注仕様との相違点」の記載について  ●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  ●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  ●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  ・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。  ・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。  ・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。  ・求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。  ○要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）  ・オーバースペックと認められる提案については、評価しないものとし、入札参加資格確認結果通知の際に入札価格に反映させないよう通知する。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。また、以下（ア）に該当する場合、**１提案のすべてを評価しない**ものとする。  （ア）１提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた提案及び技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案は除く。）  （イ）条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案  （ウ）管理基準の厳格化に関する提案  （エ）過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案  （オ）過剰な材料・配合・工法に関する提案  その他オーバースペックについては、「総合評価落札方式における技術提案のオーバースペック対策事例集」（令和７年３月　国土交通所国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室）を参考にしてください。  ○参考資料について  ・技術提案事項１項目につき２枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ以内）を添付できるものとする。  ・参考資料に記載する内容は、提案様式１に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。  ○その他  ・提案様式１及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式１を含めた提出順に１枚目を提案様式１、２枚目及び３枚目を参考資料と判断し評価する。  ・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  ・評価しないとした提案を含むすべての技術提案（施工不可と判断されたもの及びオーバースペックに該当する旨入札参加資格確認結果通知の際に通知されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。 |  |  | | ２ |  |  |  |   ２．利用条件 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※上記２に示す利用条件は、上記１に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に

記入すること。